

# 国立大学法人東京医科歯科大学スポーツ医歯学診療センター規則

〔平成24年12月5日〕  
規則第107号

## （趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学スポーツサイエンス機構規則（平成26年規則第100号。以下「機構規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学スポーツ医歯学診療センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （目的）

第2条 センターは、医学部附属病院及び歯学部附属病院（以下「両附属病院」という。）の緊密な連携及び協力関係に基づき、スポーツ傷害及び疾病に対する集学的かつ先進的な検査、診療及び傷害予防を両附属病院で実施するとともに、両附属病院で得られた臨床的知見等に基づく先進医療技術の開発及びその普及等をスポーツサイエンスセンターとの連携により行うことで、スポーツ医歯学の診療及び研究の発展に寄与することを目的とする。

## （業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ傷害及び疾病に対する両附属病院での診療並びにその調整に関すること。
- (2) 各種競技大会等へのメディカルサポートに関すること。
- (3) 両附属病院での治療実績に基づく先進医療技術の開発に関すること。
- (4) スポーツサイエンスセンターとの連携に関すること。
- (5) その他センターの目的を遂行するために必要な業務

## （センター長・副センター長）

第4条 センターに機構規則第3条第2項に定めるセンター長を置き、スポーツサイエンス機構機構会議の推薦に基づき、学長が選考する。

2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 センター長の任期の末日は、当該センター長を指名する機構長の任期の末日以前とする。ただし、定年退職日が機構長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

5 前項の場合、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 センター長は必要に応じて副センター長を置くことができる

7 前項の副センター長の任期は、センター長の任期を超えることができないものとする。

## （組織）

第5条 センターは、次に掲げる組織により構成する。

- (1) 医学部附属病院スポーツ医学診療センター
- (2) 歯学部附属病院スポーツ歯科外来

2 センターに、センター長及び前項各号の組織の教職員のほか必要な教職員を置くこと

ができる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、関係各課等の協力を得て、医学部附属病院事務部総務課で処理する。ただし、第3条第1号に規定する業務に関する事務は、医学部附属病院事務部医療支援課及び歯学部附属病院事務部業務課が協力して処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、スポーツサイエンス機構機構会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年12月5日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成26年9月30日規則第101号）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規則施行の際のセンター長の選考については、第4条第1項に規定されている機構会議の推薦を省略し、学長が選考する。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月9日規則第107号）

この規則は、令和2年10月9日から施行し、令和2年10月1日から適用する。